慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第一次日ソ国交樹立とソ連の交渉ストラテジー
Sub Title	Soviet negotiating strategy : a case study on the normalization of diplomatic relations with Japan in 1925
Author	小澤, 治子(Ozawa, Haruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.11 (1987. 11) ,p.67- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871128-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一次日ソ国交樹立とソ連の交渉ストラテジー

小澤治子

はじめに
一　国交樹立交渉と日ソ両国の立場
1　ソ連外交の基本ストラテジー
2　交渉の区分と日本政府の対ソ姿勢
3　日ソ両国の力関係
二　ソ連の交渉ストラテジー
1　準備段階
2　交渉段階
3　最終段階
結　び

はじめに

第一次日ソ国交樹立とは、ロシア革命後七年以上の歳月を経た一九二五年一月二〇日、両国間で日ソ基本条約が調

印をみたことを示す。この間に外交関係確立を目的として行われた一連の交渉は、日ソ両国の最初の交渉として大きな歴史的意義をもっている。ここで特に第一次と限定するのは、本稿で扱う交渉を、第二次世界大戦後一九五五年から五六年にかけて、鳩山内閣の下で行われた第二次日ソ国交樹立交渉（いわゆる日ソ国交回復交渉）と区別するためである。

第一次日ソ国交樹立交渉をめぐっては、すでに日米ソ三国において一次資料に基づいた詳細な研究が発表され[1]、交渉の経緯はむろんのこと、交渉に影響を与えた諸要因が明らかになっている。しかし、日本においては一九二〇年代の日本の対外政策の枠組の中で日ソ交渉を位置づけることが研究の主たる関心事であった。またソ連では、日米間の利害対立、対ソ政策をめぐる日本国内の立場の相違についての関心からこの問題が論じられ、アメリカにおいてはソ連の対中国政策との関連で日ソ関係の扱いは簡単なことが多い[2]。以上のように、第一次日ソ国交樹立をめぐるこれまでの研究は、主に歴史的観点から、日本の側に焦点をあてて行われてきた。本稿の目的は、従来考察されることのなかった日ソ国交樹立交渉におけるソ連側の問題に光をあて、また歴史的観点からアプローチするのではなく、ソ連がどのようなストラテジーをもって交渉に臨んだかを解明することである[3]。

本稿においては、まず第一章で日ソ国交樹立交渉を準備段階（政府間交渉にいたるまで）、交渉段階（政府間交渉開始から中断まで）、そして最終段階（交渉再開から日ソ基本条約調印まで）の三つに区分し[4]、ソ連の交渉ストラテジーを論じる前提として、交渉をめぐる日ソ両国の基本的立場と力関係を考察する。次に第二章において、ソ連がいかなるストラテジーをもって交渉の各段階に臨んだのかを具体的に明らかにする。そして結論の中で、日ソの力関係とソ連の交渉ストラテジーの特色をまとめると共に、第一次日ソ国交樹立交渉と今日の日ソ交渉の間にみられるソ連のストラテジーの共通性について言及するつもりである。

（1）代表的なものとして、以下の文献をあげることができる。小林幸男『日ソ政治外交史』、有斐閣、一九八五年。G. A. Lensen, *Japanese Recognition of the USSR: Soviet-Japanese Relations 1921-1930*, Tokyo: Sophia University, 1970; Jl. H.

Кутаков, «Портсмутский Мирный Договор 1905-1945», Москва, 1961; Л. Н. Кутаков, «История Советско-Японских Дипломатических Отношений», Москва, 1962.（邦訳、ヒリ・ヒヌ・クタコフ著、ソビエト外交研究会訳『日ソ外交関係史』第一巻、刀江書院、一九六五年。）

(2) A. B. Ulam, *Expansion and Coexistence: The History of Soviet Foreign Policy 1917-1967*, New York: Praeger, 1968.（邦訳、A・B・ウラム著、鈴木博信訳『膨脹と共存—ソヴェト外交史』第一巻、サイマル出版会、一九七八年。）; G. A. Lensen, *The Damned Inheritance: The Soviet Union and the Manchurian Crises 1924-1935*, Florida: The Diplomatic Press, 1974.

(3) ソ連外交の全般的特色については、主に以下の文献を参考にした。J. M. Mackintosh, *Strategy and Tactics of Soviet Foreign Policy*, London: Oxford University Press, 1962.（邦訳、J・M・マッキントッシュ著、鹿島守之助訳『ソ連外交政策の戦略と戦術』、鹿島研究所出版会、一九六四年。）; V. V. Aspaturian, *Process and Power in Soviet Foreign Policy*, Boston: Little, Brown and Company, 1971; E. P. Hoffmann, F. J. Fleron, Jr.(eds.), *The Conduct of Soviet Foreign Policy*, Chicago: Aldine・Atherton, 1971.

(4) この区分は、M・ブレーカー著、池井優訳『根まわし、かきまわし、あとまわし——日本の国際交渉態度の研究』（サイマル出版会、一九七六年）二六二頁を参考にした。

一　国交樹立交渉と日ソ両国の立場

1　ソ連外交の基本ストラテジー

日ソ国交樹立交渉を論じる前に、一九二〇年代におけるソ連外交の基本ストラテジーを説明しておこう。歴史上初めて社会主義国として誕生したソ連は、対外関係をめぐる二つの課題を同時に追及した。第一は諸外国への革命の「輸出」であり、第二はソビエト国家の生存である。このうち前者は、外国政府の転覆、宣伝を目的とするコミンテルンの活動により実行され、後者は、周辺諸国との安定した国家関係の確立をめざすソビエト政府の外交に

よって追求された。このように、一九二〇年代前半のソ連の対外関係には二つの側面がみられるが、少なくとも資本主義列国との関係では、ソビエト国家の生存のために、速やかに外交関係を確立することがより重要な課題であったといえる。

軍事的、経済的に著しく脆弱なソビエト政権は、資本主義諸国との国交樹立を死活の問題と認識していた。こうしてソ連は一九二一年イギリスと通商関係を開始し、また二二年にはラパロ条約の締結によりドイツと国交を樹立する。しかし、シベリア撤兵の後も米英仏日などによる対ソ不承認の壁はきわめて厚く、ソ連は資本主義諸国との関係における最も基本的なストラテジーとして、「帝国主義間の矛盾を最大限に利用すること」を試みたのである。(1) レーニンは一九一八年五月、ソビエトの国際的地位を規定する二つの根本的な敵対関係として、ヨーロッパにおける英独対立、極東における日米対立をあげ、これら二つの対立にくさびを打ち込むことを主張している。(2) ソ連は、第一次大戦中日本の大陸進出をめぐり日を追って顕在化した日米間の利害対立に着目し、日本の脅威を減殺する存在としてアメリカに強い期待をかけていた。(3) 帝国主義間矛盾の利用を主張するソ連の命題は、レーニンの病死後（一九二四年一月二一日）、スターリンが権力基盤を確立していく過程においても、資本主義諸国に対するソ連外交の基本ストラテジーとして受け継がれていったのである。

ところでソ連は、どのような方法で日米間の矛盾を利用しようとしたのであろうか。ソ連は極東の経済利権をめぐり、日米間に利害の対立を引き起こすことを意図したと思われる。(4) 具体的には、(5) 一九二〇年四月、ソビエト政府により緩衝国家として樹立された極東共和国がアメリカのシンクレア石油会社と北樺太の利権について交渉を行い、翌二一年五月には仮契約の調印にいたっていた。(6) しかし、一九二〇年七月より北樺太は日本軍の占領下にあり、石油開発はすでに日本海軍の指導の下に行われていたため、ソ連側のアメリカ資本への接近が日米間に摩擦を起こすことは必至であった。このようにソ連は、北樺太の石油開発をめぐる日米間の利害を対立させ、同地を軍事占領している日本

に対し牽制を試みることによって、極東における帝国主義間の矛盾を利用しようとしたのである。後述するように、利権問題、そして日米の利害対立の問題は、第一次日ソ国交樹立交渉におけるソ連のストラテジーの中で特に重要な意味をもつことになるのである。

2　交渉の区分と日本政府の対ソ姿勢

日ソ間の国交樹立交渉は、大連会議、長春会議、東京予備会議、および北京会議の四つの交渉によって成り立っている。このうち大連と長春会議は、緩衝国家＝極東共和国と日本との交渉であり、厳密な意味での日ソ交渉は、東京予備会議と北京会議である。ソ連のストラテジーに着目する時、この二つの会議を以下のような段階に区分することが適当であろう。

東京予備会議の準備段階は、ロシア革命直後から日ソ両政府当局間で非公式予備交渉が開始されるまでの時期であり（一九一八年～一九二三年六月）、交渉段階は、この非公式予備交渉を示している（一九二三年六月～七月）。次に北京会議の準備段階は、東京予備会議打切り後、日ソ間に正式交渉が開始されるまで（一九二三年九月～一九二四年五月）、交渉段階は正式交渉開始から中断まで（一九二四年五月～一一月）、そして最終段階は交渉再開後日ソ基本条約調印まで（一九二四年一二月～一九二五年一月）である。このように日ソ国交樹立交渉は、二度の準備段階ならびに交渉段階を経て、最終段階にいたったのである。

それでは、当時の日本政府はいかなる対ソ姿勢を示していたであろうか。日本政府は交渉の終盤にいたるまで日ソ交渉に消極的であり、米英仏伊など列国との協調主義に基づき、対ソ不承認政策を堅持していた。日本政府の立場を、交渉の各段階に従って説明しておこう。

東京予備会議の準備段階は、長期間にわたっている。この間ソビエト側は通商関係の開始、国交樹立を日本に対し

再三呼びかけるが、[7] 日本政府はこれを無視してシベリア出兵を継続し、極東共和国との交渉を行った。一九二二年一〇月、日本はようやく北樺太を除くシベリア全地域から撤兵し、一一月には極東共和国がソビエト政府によって併合される。これは日本の対ソ政策の完全な行き詰まりを意味するものであり、一九二三年一月には、東京市長後藤新平が北京に滞在するソ連極東全権ヨッフェを日本に招待し、意見交換を試みた。しかし、ヨッフェの来日に対して日本政府は「全然無関係」[8] という態度を示し、暗号電報使用などの外交官特権をヨッフェに一切供与しない措置をとった。日本政府は列国協調、対ソ不承認の基本姿勢をあくまでも崩そうとしなかったのである。

しかし、ヨッフェの来日後、日本国内で対ソ交渉気運が急速に盛り上がり、日本政府は一九二三年六月二日、日ソ政府当局間の非公式予備交渉開始を決定した。こうして日ソ交渉は交渉段階にはいり、六月から七月、ヨッフェと外務省の川上俊彦（元ポーランド公使）との間で、合計一二回にわたる会談が行われたのである。しかし、後述するように、会談における双方の立場は大きく異なり、交渉は結着をみないまま七月末打切りとなる。

帰国したヨッフェに代わって新たに極東全権に赴任したカラハンは、同年九月二二日、北京公使芳沢謙吉に交渉の再開を呼びかけ、[9] 日ソ交渉は再び準備段階をむかえる。しかし、カラハンの呼びかけに対して日本政府は、当面何もせずにソ連側の出方を見守るとの態度を示していた。[10] 日本政府は、列国協調主義による対ソ交渉消極姿勢を依然として堅持していたのである。

翌一九二四年二月、イギリス、次いでイタリアがソ連との国交樹立に踏み切ったことにより、日本政府の対ソ不承認政策は根本的に再検討を迫られる。こうして同年五月一三日、日本政府は正式交渉開始を決定し、日ソ交渉は再び交渉段階にはいった。そして交渉開始後の七月二四日、日本政府は対ソ交渉方針をついに具体的に明示し、[11] 最終段階にいたるまでこの方針に基づき交渉が進められたのである。

以上、北京会議の交渉段階にはいって方針をようやく明らかにしたことに示されるように、日ソ交渉をめぐり日本

政府は、列国協調に基づく対ソ不承認政策により、終盤にいたるまで消極的な態度をとっていたのである。[12]

3　日ソ両国の力関係

国交樹立交渉を行う際の日ソ両国の力関係は、基本的には軍事的、経済的力関係を反映して、ソ連側に不利である。しかし、両国の内外条件の変化にともない、交渉をめぐる政治的力関係は、準備段階、交渉段階、そして最終段階で推移する。

準備段階においては、ソ連を承認していない日本政府をいかにして交渉のテーブルに着かせるかが、ソ連のストラテジーの要となる。その際日ソの政治的力関係は、交渉が全く日程にのぼっていないソ連にとって不利な時期、また交渉が現実の日程にのぼったソ連にとって有利な時期の二つに分けることができる。交渉が全く日程にのぼっていない時期には、ソ連はまず日ソ交渉に対する日本の関心を引きつけることに努力しなければならないが、交渉が現実の日程にのぼった後は、何らかの圧力を行使することによって、日本政府を交渉のテーブルに着かせることが可能となるのである。

力関係の転換点は、東京予備会議ではヨッフェの来日、北京会議の際はイギリスの対ソ承認である。すでに述べたように、ヨッフェの来日後、日本国内では対ソ交渉気運が急速に高まり、ソ連にとって交渉開始の条件が整っていった。また英ソ国交樹立後、外務人民委員代理リトヴィノフは、ソ連と対ソ非承認国との力関係がソ連側に著しく有利になったと述べたが、[13]この発言は、ソ連の外交姿勢の転換を示すものである。

このように準備段階後半においては、政治的力関係がソ連側に有利であったが、日本政府が交渉のテーブルに着き交渉段階をむかえると、力関係はどのように変化するであろうか。ここで重要な点は、ソ連にとって日ソ交渉の第一の目的が日本との国交樹立であり、懸案の解決は第二義的な問題であったのに対し、日本は懸案の解決を国交樹立に

優先させ、あくまでも条件付の対ソ承認を考えるにとどまっていたことである。日本政府は、ソビエト側の国際義務（帝政ロシア時代の旧条約、旧債務など）の履行、尼港事件（一九二〇年三月から五月にかけて、極東ニコラエフスク市で多数の日本人がソ連側によって虐殺された事件）の解決、さらには北樺太の利権供与若しくは同地の売却を要求し、また尼港事件が解決しなければ北樺太からは撤兵しないことを主張していた。

交渉段階をむかえると、このような両者の立場、すなわち軍事的、経済的な力関係がそのまま交渉に反映する。交渉は無条件、早期国交樹立を求めるソ連と、それに難色を示し、懸案の解決を優先させる日本との間で行われるため、ソ連は日本側の様々な要求に対応しなければならない。そこで交渉における両国の政治的力関係は、再びソ連にとって不利になる。ソ連は、不利な力関係を少しでも有利に転じ、できるだけ好ましい条件で交渉を妥結させるためのストラテジーを必要とされるのである。

最終段階とは、ソ連が力関係を有利にする努力を打ち切った段階である。すなわち、これ以上の交渉継続は不利であるとみなし、ソ連自身が交渉を最終段階と認識した時期に他ならない。それではなぜ一九二四年一二月から翌二五年一月にこのような認識を下したのか、その際いかなるストラテジーによって交渉を成立させたのか、この点が考察のポイントとなるのである。

以下、各々の段階におけるソ連の交渉ストラテジーを具体的に検討してみよう。

(1) М. Айрапетян, П. Кабанов, «Ленинские Принципы Внешней Политики Советского Государства», (Москва, 1957), стр. 40-41; С. Ю. Выгодский, «Внешняя Политика СССР: Политика Мира и Международного Сотрудничества», (Москва, 1958), стр. 174-175; Д. Г. Томашевский, «Ленинские Идеи и Современные Международные Отношения», (Москва, 1971), стр. 157-158.

(2) Ulam, op. cit., p. 78.

(3) Ibid., p. 79.

(4) 資本主義諸国に対するソ連の経済接近政策、特に対米経済関係への期待については、A. O. Чубарьян, «Ленин и Формирование Советской Внешней Политики», (Москва, 1972), стр. 191-201. を参照。
(5) 細谷千博「北サハリンの石油資源をめぐる日・米・英の経済紛争」(細谷編『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史(一九二二～一九四五)』、東大出版会、一九八三年)が詳しい。
(6) *Foreign Relations of the United States* (以下 FRUS と略す), 1923, II, p. 798.
(7) ソビエト側の呼びかけは、一九一八年六月、外務人民委員部アジア課長ヴォズネセンスキーと外務省書記官上田仙太郎との会見、一九二一年八月から一二月、ポーランド駐在全権代表カラハンと同公使川上俊彦との会見などにおいて行われた(外務省外交史料館所蔵記録分類番号――以下「外史」と略す――二・五・一・一〇六・四・七、『露国諸政治団体の請議』)。
(8) 『日本外交文書』(以下『外文』と略す)大正一二年(一九二三年)第一冊、二〇一文書。
(9) 同右、三〇九文書。
(10) 同右、三二三文書。
(11) 『外文』大正一三年(一九二四年)第一冊、四一六文書。
(12) 第一次日ソ国交樹立交渉における日本政府の交渉姿勢については、拙稿「日本の対ソ承認の一考察―東京予備会議における外務省―」(『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第一九号、一九八四年)、ならびに、拙稿「日ソ国交樹立交渉における幣原外交の再評価」(『政治経済史学』第二五〇号、一九八七年二月号)を参照されたい。
(13) J. Degras (ed.), *Soviet Documents on Foreign Policy*, vol. I (1917-1924), (Reprinted, New York: Octagon Books, 1978), pp. 427-429.

二　ソ連の交渉ストラテジー

1　準備段階

準備段階におけるソ連の交渉ストラテジーとして、次の二点をあげることができる。第一にリンケージ、すなわち日ソ間に存在する争点を国交樹立交渉と連関させることによって、日本を交渉のテーブルに着かせようとしたことで

ある。第二にあげられるのが、争点をめぐり利害関係をもつ日米両国ならびに日本国内の分断である。

第一のリンケージについて検討してみよう。ソ連が国交樹立交渉と連関させた争点とは、漁業、石油利権など経済問題と、在ソ邦人や日本「領事」[1]に対する扱いの二つである。ソ連は交渉開始をめぐる条件が不利な時は、争点に対する日本の特権を認めることによって交渉の糸口をつかもうとしたが、有利に転じると、特権を否認することによって日本を交渉に引き出そうと試みたのである。

まず漁業、石油利権など経済問題をめぐり、日ソ交渉が日程にのぼっていない段階では、ソ連は日本に対し好意的発言を繰り返した。具体的に述べると、日ソ間の大なる利害関係を考慮してシベリアの利権は日本に対し優先的に供与すること、極東共和国によってすでに締結された対米利権契約は日ソ関係の進展しだいでは取消しも可能なこと、また漁業問題については日本に対する好意として帝政時代同様の方法で取扱うという[2]ソビエト側関係者の意向が、革命直後からヨッフェの来日前まで再三明らかにされている。[3]経済問題をめぐる好意的発言は、東京予備会議決裂後にも行われた。一九二四年九月、関東大震災による日本人被災者救援のためソ連船「レーニン号」が物資を搭載して横浜に入港し、日本側官憲によって退去を命じられた「レーニン号事件」はよく知られている。[4]ここでソ連側は、事件の後も、極東の漁区、森林伐採権の日本国民に対する特別供与を申し入れたのである。[5]

このようにソ連は、日ソ交渉が日程にのぼっていない段階では、経済問題をめぐり好意的発言を繰り返したが、ひとたび交渉が現実の日程にのぼると、同じ問題によって対日圧力を行使する。まずヨッフェの来日を目前にした一九二三年一月二三日、ソビエト政府はアメリカのシンクレア石油会社と極東共和国が締結した利権契約を正式に承認し、[6]日本に対し利権を優先的に供与するというソビエト側の発言は翻されることになった。次に同年三月二日、ソビエト政府は「極東における漁業及海獣業経営規定」を発表し、以後ソビエト領内で漁業に従事する外国市民はソ連の法律、条例に従うこと、ソ連側発行の査証を携帯すべきことを明らかにした。[7]こうして帝政時代からの日本漁業の特権は否

認され、日本政府はソ連側の「好意」を期待できなくなったのである。

経済問題と並んで重要な争点は、在ソ邦人や日本「領事」の扱いである。ソビエト側は、日ソ交渉が日程にのぼっていない段階では日本人の特別待遇を提案するが、ひとたび交渉が日程にのぼると一転して日ソの相互主義を主張するようになる。まず交渉が日程にのぼっていない一九二一年から二三年一月初め、カラハン（ポーランド駐在全権代表→外務人民委員第二代理）はソビエト領に在住する日本人の生命財産の安全を約束し、またウラジオストックにおける多数の日本人の残留を考慮に入れて、日本にだけ特別「領事」の駐在を認めると述べたのである。[8]

しかし、ヨッフェの来日により交渉が日程にのぼった一九二三年二月二〇日、ソビエト側はウラジオストック日本「領事」の職権を否認し、[9] さらに四月にはいると、日本政府がヨッフェに暗号電報使用権を認めていないことを理由に、相互主義に基づき日本「領事」の暗号電報使用を禁止した。[10] 同様に一年後の一九二四年二月、イギリスの対ソ承認後、ソビエト側は日ソ交渉をめぐり依然として態度を明らかにしない日本政府に、再び「領事」の職権否認を通告した他、[11] ウラジオストックに滞在する総勢二七名の日本人（うち二名は軍人）を、ソ連の国際政治上の秘密を調査したとの理由により拘禁するにいたったのである。[12] こうして日本政府は、ウラジオストック問題解決のために、ソ連側との接衝を行わなければならなくなる。

ソ連のリンケージ戦略は、国交樹立交渉の開始にどのような効果をもたらしたであろうか。日本政府は、東京予備会議の際は漁業問題、北京会議においてはウラジオストック拘禁事件を国交問題と切り離して解決することを主張するが、[13] 不利に転じた政治的力関係の下では、切り離しをソ連側に認めさせるに足る切り札を持っていない。また、二つの問題はその性格上各々緊急に解決を要することがらであり、解決が先送りされるならば日本側は一定の直接的打撃を被ることになる。このような場合、争点を国交樹立交渉に連関させるソ連のストラテジーは、効力を発揮するのである。[14]

日本政府は、漁業問題、そしてウラジオストック拘禁事件を契機に対ソ交渉のテーブルに着き、ついに日ソ政府間交渉開始を決定するにいたった。交渉開始にあたって日本外務省閣議案は、もし日本が交渉のテーブルに着かなければ、漁業問題や領事の扱いについてソ連側の圧力が一層強まり、その結果重大な事態発生の恐れがあると述べている。[15] これは、ソ連のリンケージが、国交樹立交渉の開始に効力を発揮したことを具体的に示すものとして、留意に値する。

ソ連の交渉ストラテジーの第二は、争点をめぐり利害関係をもつ日米両国、そして日本国内の分断である。

すでに述べたようにソ連は、ヨッフェの来日前、日ソ交渉が日程にのぼっていない段階では、日本に対し利権を優先的に供与し、対米利権契約は取り消しもできることをほのめかしたが、ひとたび交渉が日程にのぼった一九二三年一月、アメリカ側との利権契約を正式に承認した。これは、日米の利害対立にくさびを打ち込み、日ソ交渉に消極的な日本に、対米経済関係の進展を梃子として圧力をかけるねらいがあったと考えられる。

しかし、日米分断を意図したソ連のストラテジーは、アメリカ国務省の対ソ不承認政策にはばまれて十分に目的を果たすことができなかった。[16] 他方、ソ連による対米利権契約承認後、日本国内の対ソ通商関係開始を求める動きは経済界を中心にますます活発となり、[17] 日本国内の分断をねらったソ連のストラテジーは、効果をあらわし始めるのである。

ソ連による日本国内の分断は、日本外務省と海軍省という政府内部の立場の相違を引き起こした。一九二三年二月、井手海軍次官が田中外務次官に送った書簡[18]はすでに多くの研究者により紹介されている。[19] これは、アメリカ資本の北樺太進出を憂慮し、同地の利権を確保するために日ソ交渉の推進を要請する内容であり、対ソ政策をめぐる日本国内の立場の相違を顕在化させるものであった。

ソ連による分断は、漁業問題において一層具体的に示される。一九二三年五月、東京予備会議の中で日本外務省が漁業問題の国交樹立交渉との切り離しをソ連側に要請した際、ソ連は、交渉に積極的な後藤新平と消極的な外務省を

明白に使い分けて対応するのである。具体的に述べると、ヨッフェはモスクワの外務人民委員第二代理カラハンに宛てて、日本外務省の希望を認めることはできないが、漁業問題には外務省の行為に何等関係のない多数の利害関係者があるので、後藤個人に対する誠意としてこの問題の円満な解決を訴えた。これに対してカラハンは五月一〇日、日本政府を歓迎する根拠はないが、後藤の要請に応えるべく、日本の漁業関係者への便宜の供与を約束したのである。[20] 両者のやりとりには、後藤新平と、外務省とは関係のない多数の利害関係者に対するソ連側の好意的な姿勢があらわれている。

東京予備会議打切り後、交渉は再び準備段階をむかえる。ここでカラハン、さらに外務人民委員チチェリンは各々後藤新平に書簡を送り、日ソ交渉の早期再開を呼びかけた。[21] 以上のように、ソ連の交渉ストラテジーの第二は、海軍省と外務省、後藤新平と外務省、漁業関係者と外務省など各々を分断することである。すなわち、争点と利害関係をもつ人々に好意的な姿勢を示すことにより、対ソ政策をめぐる日本国内の立場の相違を顕在化させ、交渉推進の梃子とすることであった。

以上、準備段階におけるソ連の交渉ストラテジーを考察してきたが、リンケージと分断は互いに密接に結びついている。ソ連は、争点と国交樹立交渉を連関させることによって日本側に直接的圧力を行使し、日本政府を交渉のテーブルに着かせた。そして他方、争点をめぐり利害関係をもつ人々と日本政府を分断することで、日本国内の対ソ交渉気運を盛り上げ、日本政府の対ソ消極姿勢を内側から崩していったのである。

2　交渉段階

交渉段階にはいると、日本側が懸案の解決を国交樹立に優先させ、様々な要求をソ連側に提示するため、日ソの政治的力関係は再びソ連にとって不利になる。ソ連は、不利な力関係を少しでも有利に転じ、できるだけ好ましい条件

の下で交渉を妥結させるストラテジーを必要とするのである。

ソ連の交渉ストラテジーの第一は、日本側が主張する懸案に対し最初にあくまでも自国の原則的立場を展開することで、不利な条件での交渉成立を防ごうとしたことである。しかし、ソ連側の原則的立場は、日本の拒絶によって後退を余儀なくされる。そこで交渉ストラテジーの第二が、時間かせぎである。ソ連は、できるだけ時間をかけて交渉することによって、交渉相手から譲歩を引き出し、原則的立場からの後退を最小限にとどめようとしたのである。以下、東京予備会議、並びに北京会議における日ソ交渉を具体的に検討してみよう。

まず交渉ストラテジーの第一、原則的立場の展開についてである。東京予備会議においては、尼港事件の解決が日ソ間の論議の焦点であった。会談を行った外務省の川上俊彦は、尼港事件に対するソ連側の遺憾の意の表明と損害賠償を要求する。しかしヨッフェは、尼港事件の責任は日本にあってソ連側にはないという主張を行い、その理由として、①尼港事件はパルチザンのトリャピーツィン一派による憎むべき行為であり、この一派は当時ソビエト政府とは何等関係がなかった、②同事件は日本がシベリアを軍事占領している期間中に起こった、との原則的立場を明らかにしたのである。さらにヨッフェは、相互主義に基づき、ソビエト側が尼港事件に対する遺憾の意を表明するならば、日本側もシベリア出兵中に起こした同様の事件に遺憾の意を表するべきことを主張する。しかし、このようなヨッフェの立場は川上の拒絶によって後退し、ソ連側は、尼港事件に対する遺憾の意の表明に同意することとなった。[22]

北京会議においては、利権問題をめぐり白熱した論議が戦わされた。ここでソ連側が、北樺太の利権の開発権はあくまでも国交樹立の結果対日供与されるものとみなしていたのに対し、日本側はこれを国交樹立の条件と考えており、両者の立場は根本的に相違している。[23] 会談の席上芳沢公使は、利権供与に関する条件を日ソ間の条約の中で詳細に規定することを要求するが、カラハンは「長期、有利な利権を対日供与する」というように一般的な表現にとどめることを主張した。双方でしばらく応酬が繰り広げられた後、カラハンはついに原則的立場を後退させ、利権問題に関す

る条件の討議に同意したのである。[24]

原則的立場からやむを得ず一歩後退した後、ソ連は第二の交渉ストラテジーとして最大限時間かせぎを試みる。ここでは交渉を引き延ばし、同じ要求を何度も繰り返すことによって相手側の妥協を誘い、原則的立場からの実質的な後退を最小限にとどめようと努力したのである。

まず東京予備会議において、ヨッフェは尼港事件をめぐる相互主義の撤回と遺憾の意の表明に同意し、川上に陳謝文案を提出するが、その後は陳謝文の字句修正について論議が戦わされた。たとえば尼港事件の責任者、トリャピーツィンのひきいる部隊がソ連の「正規軍」であったか、あるいは「パルチザン」であったかなどの問題に論議が集中し、ヨッフェはトリャピーツィンが「正規軍」であったことを一度は認めながら、次の会談でこの問題を再びむし返して、川上と激しく対立する。[25] 尼港事件は結局未解決のまま議論が打切られることになるが、ソ連は「トリャピーツィン問題」のように国交問題の中の小さな争点を何度も議論することによって、原則的立場からの後退をできるだけ名目的なものにとどめようとしたのである。交渉にあたった川上は後に「露国側の態度主張は常に余りに掛引きが多くして、其の誠意が果してあるのか無いのかを疑はしむるが如き態度で終始した」[26]と述べているが、これはヨッフェの交渉態度を示した興味深い指摘である。

北京会議において、カラハンは利権問題をめぐる具体的討議の開始に同意し、その後は、北樺太の油田の開発権をどの程度の割合で対日供与するかが論議の焦点となった。一九二四年九月から翌年一月二〇日まで日ソ双方により利権供与の割合について数字の応酬が行われ、できるだけ大きな割合で開発権を獲得しようとする日本に対し、ソ連は可能な限り低い数字での妥結をめざしたのである。

九月末、日本側が広範な地域の油田の開発権を要求したのに対して、カラハンは北樺太全油田の一割五分から二割を対日供与できるに過ぎないと述べる。一〇月六日、モスクワ政府は四割を対日供与すると訓令したが、日本側はこ

れに対し六割を要求する。こうして四割か六割かで双方の論議は著しく紛糾し、一一月から一二月にかけて約一ヶ月半、交渉は中断をみる。そして一二月五日、日本政府は五割に譲歩するとの訓令を発する。[27] ここでソビエト側は、四割あるいは六割という数字の応酬を何度も繰り返すことによって、交渉の中断と日本側の譲歩を誘い、きわめてタフな交渉姿勢を示したのである。

以上検討したように、交渉段階における日ソの政治的力関係はソ連側に不利であったが、重要なのは、ソ連が日本の要求を簡単には受け入れようとしなかった点である。ソ連は両国の力関係がそのまま日ソ間の条約の中に反映することを防ぐため、二つのストラテジーによって交渉に臨んだ。第一に、懸案に対する自国の原則的立場を展開し、第二に、原則的立場からの後退を余儀なくされてからは、後退を名目的なものにとどめ、実質的な後退は最小限におさえるよう、可能な限り時間をかけて交渉したのである。

3　最終段階

約一ヶ月半の中断後、一九二四年一二月二七日に再開された日ソ交渉は、翌年一月二〇日、妥結にいたる。本稿ではこの時期を交渉の最終段階とみなすが、交渉の成行きは最後の最後まで予断を許さないものであった。利権問題で日本政府は六割から五割に譲歩する案を示したが、これに対してカラハンは、四割は撤回したものの新たに四割五分を主張し、わずか五分の開きをめぐって数字の応酬が続けられたからである。しかし、一九二五年一月二〇日の会談でカラハンは五割に合意し、その他の懸案についても大方日本側の要求を受け入れて、日ソ基本条約が調印された。日ソ国交樹立交渉は、最終的にはソ連側の妥協によって幕を閉じたのである。

ここで問題なのは、ソ連がなぜこの時期に妥協を行ったのか、何ゆえに交渉を最終段階と認識するにいたったかである。交渉段階においてソ連は、日本側の様々な要求に対応し、自国の立場を少しでも有利にする努力を重ねてきた。

一九二五年一月にその努力を打切ったのはなぜであろうか。

ソ連側の妥協の性格として第一にあげなければならないのは、妥協の対象となった争点が対日供与される利権の割合いをめぐっての数字の問題であったことである。これはソ連にとって死活の利益にかかわる問題ではなく、むしろ国交樹立という目的の中では、第二義的な位置を占めるに過ぎなかったと考えられる。第二に、ソ連にとって資本主義諸国との交渉における妥協は、あくまでも相互主義に基づき、交渉相手からも同等の譲歩を引き出せる時にのみ行うべきものである。[28] しかし、最終段階における五分の譲歩は相互的ではなく一方的なものであり、その意味で政治的性格を伴っていたと考えられる。ソ連は日ソ国交樹立による長期的利益を得るために、利権という第二義的な問題についてとりあえず政治的妥協を行ったのである。では、なぜソ連は、この時期に政治的妥協を行ったのであろうか。

ソ連が政治的妥協を行った第一の理由として、あくまでも五割に固執し、これが受け入れられない場合には交渉決裂もやむなしとみた日本側の強硬姿勢があげられる。具体的にみると、一九二五年一月九日、芳沢公使は幣原外相にこの点を請訓するが、幣原は「万一先方ニテ飽ク迄我方提案ニ同意セサル場合ニハ決裂ノ外ニ途ナシト思考ス」[29]と回訓している。このような日本側の強硬姿勢は、ソ連の妥協を促したと考えられる。しかし、これだけではソ連がこの時期を交渉の最終段階と認識する理由として、十分とはいえない。なぜなら、客観的条件が許すならば、ソ連としては交渉を引き延ばし、再度決裂させて、新たな機会をうかがうことも可能であったはずだからである。

第二に留意しなければならないのが、ソ連の国内的条件である。交渉を行ったカラハンは、レーニンの一周忌にあたる一九二五年一月二一日までに日ソ条約の調印を終えたいとの希望を日本側関係者に熱心に話していたが、[30] この点は注目すべき事実であろう。すなわち、一九二〇年代のソ連外交は主としてチチェリン（外務人民委員）、リトヴィノフ（外務人民委員代理）、カラハン（外務人民委員第二代理、極東全権）によって担当されていたが、外務人民委員部の中では権力闘争がみられたのである。[31] カラハンは、主に西ヨーロッパとの関係で業績のあるリトヴィノフに対抗して、極

東問題で成果を示すことをねらっていた。このため、レーニンの一周忌までに日本との国交樹立を実現することにより、極東方面におけるソ連の国際的地位の向上を国内に印象づけようとしたのであろう。

以上のように、カラハンが条約調印を急いだ第二の理由は、外務人民委員部内部の権力闘争に求めることができる。むろん一九二四年から二五年はスターリンの権力基盤の確立過程にあり、この点と日ソ国交問題との関連は今後検討されるべき課題である。ここで重要なのは、ソ連側の政治的妥協が国内的条件と結びついていたことに他ならない。

ソ連が政治的妥協を行った第三の理由は、一九二四年末における英ソ関係の冷却化である。具体的に述べると、二四年二月一日のイギリス労働党内閣による対ソ承認後、英ソ間では諸懸案を解決するため交渉が行われ、八月八日、英ソ一般条約と通商条約が締結された。しかし、その後イギリスでは、労働党内閣に代わり保守党内閣が誕生して、一一月二一日、イギリス政府は英ソ条約の破棄を通告したのである。[32] これはソ連の対外関係にとって重大な打撃であった。[33]

イギリスとの国交樹立後、日ソ交渉開始をめぐる政治的力関係がソ連側に有利となり、ソ連の対日圧力が強まったことはすでに詳述した。一九二四年末から二五年にかけては、これと全く反対の状況があらわれたのである。つまり、英ソ関係冷却化によって日ソ交渉をめぐる政治的力関係はソ連側に決定的に不利となり、ソ連は再び対日接近を行わなければならなくなったのである。ソ連は対外的条件が不利になったことを理解し、交渉の引き延ばし、また決裂は不得策であるとみて、この時期を交渉の最終段階と認識したのである。

(1) ロシア革命による国交断絶の後も、日本政府は帝政時代からの既成事実としてウラジオストックに「領事」を駐在させ、暗号電報などの外交官特権を享受していた。

(2) ロシア革命以前の日本漁業は、一九〇五年の日露講和条約第一一条及び一九〇七年の日露漁業協約に基づき、極東ロシア領沿岸における漁業権を独占的に獲得していた。

(3) 前掲「外史」『露国諸政治団体の請議』、および「外史」二・五・一・一〇六・四・一、『準備』。

(4) 吉村道男「関東大震災とレーニン号事件」『日本歴史』第三六六号、一九七八年一一月号。
(5) «Документы Внешней Политики СССР», том VI (Москва, 1962), лок. номер. 314. 以下同資料集を引用した際には、«Д. В. П.» VI-314. の如く略し、初出の場合に限り発行年を記す。
(6) FRUS, op. cit., pp. 802-804.
(7) Degras, op. cit., p. 377.
(8) 前掲「外史」『露国諸政治団体の請議』、および『準備』。
(9) 同右「外史」「露国諸政治団体の請議」。
(10) 「外史」二・五・一・一〇六・四・四、『ヨッフェ代表一行の動静及状況』。
(11) «Д. В. П.» VII-46 (Москва, 1963).
(12) 『東京朝日新聞』一九二四年二月二八日、三月二日。
(13) 前掲『外文』大正一二年第一冊、二五八文書（付記一）、『外文』大正一三年第一冊、三〇八文書。
(14) Motohide Saitō, "The 'Highly Crucial' Decision Making Model for Postwar Japan and Prime Minister Hatoyama's Policy toward the USSR" (Unpublished Ph. D. dissertation, Columbia University, 1986), p. 202.
(15) 前掲「外史」『準備』。
(16) 前掲、細谷、一九二一—一九七頁。
(17) 「外史」二・五・一・一〇六・四・二、『帝国の世論』。
(18) 前掲『外文』大正一二年第一冊、二三四文書。
(19) Lensen, *Japanese Recognition of the USSR*, op. cit., p. 104. 前掲、クタコフ、四二頁。前掲、細谷、一九三—一九四頁。前掲、小林、一二四頁。吉村道男「日本軍の北樺太占領と日ソ国交問題—石油利権をめぐる諸問題—」『政治経済史学』第一三二号、一九七七年五月号、七—八頁。酒井哲哉「日本外交におけるソ連観の変遷（一九二三～三七）—日本外交史の枠組の再検討—」『国家学会雑誌』第九七巻三・四号、一九八四年四月号、一〇七—一〇八頁。
(20) 前掲「外史」『ヨッフェ代表一行の動静及状況』。
(21) «Д. В. П.» VI-278. (邦訳、前掲『外文』大正一二年第一冊、三一二文書)、«Д. В. П.» VI-326.
(22) 以上、前掲『外文』大正一二年第一冊、二八三、二八四、二八五、二八六文書。
(23) 前掲『外文』大正一三年第一冊、四二三文書。«Д. В. П.» VII-200.

(24) 以上、同右『外文』大正一三年第一冊、四一八、四三六文書。
(25) 以上、前掲『外文』大正一二年第一冊、二八六、二八七、二八八、二八九、二九一文書。
(26) 川上俊彦「対露交渉の先決問題」『外交時報』第四六八号、一九二四年六月一日号、一五頁。
(27) 以上、前掲『外文』大正一三年第一冊、四六四、四六五、四七三、四九〇、四九二、四九七、五〇六文書。«Д. В. П.» VII-231.
(28) Айрапетян, Кабанов, указ. соч., стр. 79-80; Выгодский, указ. соч., стр. 173.
(29) 『外文』大正一四年（一九二五年）第一冊、二八六文書。
(30) 同右、三〇一文書。
(31) 「外史」二・五・一・一〇六・五、『北京会議』。
(32) «Д. В. П.» VII-276.
(33) ソ連の文献では、英ソ関係が他の資本主義諸国との関係に比べて大きく扱われており、英ソ関係に対するソ連側研究者の関心の高さがうかがわれる。С. Ю. Выгодский, «Внешняя Политика СССР 1924-1929», (Москва, 1963), стр. 32-53; А. А. Громыко, Ѣ. Н. Пономарев (ред.), «История Внешней Политики СССР», том I (1917-1945), (Москва, 1976), стр. 189-199.

結び

第一次日ソ国交樹立にあたってソ連は、交渉をめぐる両国の政治的力関係に最大限留意して、交渉を行った。日ソの力関係とソ連の交渉ストラテジーの特色は、以下のようにまとめることができる。

準備段階において、日ソの政治的力関係は、ソ連に不利な時期と有利な時期に分けられ、力関係の転換点は、ヨッフェの来日と英ソ国交樹立に求めることができた。二つの事実は、日本政府に対ソ姿勢の変更を余儀なくさせ、また国際的地位の向上によって日ソ交渉におけるソ連の立場を強化するものであった。ソ連は、不利な軍事的、経済的力

関係にもかかわらず政治的力関係を有利に導くことができたのであり、こうした条件下でこそ、リンケージと分断が日本を交渉のテーブルに着かせる切り札となったといえよう。

しかし、ひとたび日本が交渉のテーブルに着き、交渉段階をむかえると、両者の軍事的、経済的力関係が反映して、もはやソ連側は交渉を有利に進める切り札を持っていない。ソ連としては、日本の要求に速やかに合意してきわめて不利な条件で交渉を妥結させるか、あるいは力関係を少しでも有利に導くよう努力するか、選択肢は二つであった。ソ連は後者を選択し、原則的立場の展開と時間かせぎによって、できるだけ好ましい条件での国交樹立をねらったのである。

最終段階とは、ソ連がこれ以上の交渉継続は不利とみなし、自ら交渉を最終段階と認識した時期に他ならない。ここでソ連は政治的妥協によって交渉を成立させたが、その際に交渉相手の姿勢、ソ連の国内的条件、対外的条件という三つの条件が必要であった。特に対外的条件、すなわち英ソ関係の冷却化によって、日ソの政治的力関係は再びソ連側に決定的に不利となったのである。日ソ国交樹立交渉全体の流れから最終段階を考える時、英ソ関係の冷却化はソ連が政治的妥協を行った最も重要な要因であると思われる。しかし、日ソ交渉と英ソ関係の関連は、機会をあらためて検討すべき課題であろう。

以上、第一次日ソ国交樹立交渉において、ソ連は、準備段階ではリンケージと分断、交渉段階では原則的立場の展開と時間かせぎ、そして最終段階では政治的妥協というストラテジーによって交渉に臨んだ。むろん、日ソ交渉の各段階におけるソ連のストラテジーを体系的に明らかにするためには、もっと多くの事例を取り上げて分析する必要がある。しかし、本稿で検討したソ連の交渉ストラテジーは、今日のソ連の対外交渉にみられる特色として指摘されている点であり[1]、また戦後の日ソ国交回復交渉においても、ソ連は日本を交渉のテーブルに着かせるため、リンケージと分断を試みたのである[2]。日ソの地理的近接性によって両国間には利害を共にする問題が発生しやすいこと、また分

断はレーニンの命題である帝国主義間矛盾の利用に基づいていることを考えるなら、第一次日ソ国交樹立交渉の準備段階における二つのストラテジーは、ソ連の対日交渉戦略の中で特に重要であると思われる。

一九二〇年代と第二次世界大戦後では、日ソの軍事的力関係をはじめ、両国の内外条件が大きく相違している。従って、異なった時代におけるソ連の交渉ストラテジーの共通性の有無については、今後検討されるべき重要な問題である。最後に、本稿で明らかにしたソ連の交渉ストラテジーの特色は、第一次日ソ国交樹立を従来とは違った観点から分析した結果導き出されたものであることを強調して、本稿の結びのことばとしたい。

（1）木村汎『ソ連式交渉術―対ソ交渉のノウハウ』、講談社、一九八二年、一三八―二一四頁。

（2）Saitō, op. cit., pp. 126-132, 189-203, 272. ソ連は、シベリア抑留者の送還問題、日本の国連加盟問題、そして漁業問題などを日ソ交渉と連関させ、また鳩山首相など交渉の早期妥結論者と重光外相など慎重論者の分断を試みた。

〔付記〕本稿作成に当たり、杏林大学助教授、斎藤元秀氏には、数多くの貴重なご助言をいただいた。記して深甚なる感謝の意を表したい。